

知的オフィス環境推進協議会規約（2016/05/16版）

2013年3月31日制定

2016年5月16日改訂

第 1 章 総則

第 1 条 （名称）

本会は知的オフィス環境推進協議会と称し、英文では Smart Office Environment Promotion Association（略称：SOEPA）と称する。

第 2 条 （目的）

本会は、オフィスで働く人々の利便性と快適性を高め、知的生産性と創造性を重視する個別分散・最適化環境空間、すなわち知的オフィス環境を実現する技術に関する調査・研究および開発を通して、日本国内および世界のオフィス環境の高機能化を推進し、人間の知的生産性や創造性を高めるとともに、快適性やメンタルヘルスを向上させ、さらには省エネルギーに貢献する。

第 3 条 （活動内容）

本会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 研究会、見学会、講演会、講習会などの企画・実施
- (2) 共同研究の企画・実施
- (3) 共同開発するシステムに関する情報交換および設計、製作、施工、および保守などに関する規約の制定
- (4) 応用分野の開拓
- (5) 展示会での成果展示、先進的ビルでの実証実験などの実施
- (6) 宣伝、普及、および新産業のための資金獲得
- (7) 研究成果の国内外への情報発信・書籍の出版
- (8) その他、本会の目的に適合する事業

第 4 条 （活動期限）

本会の活動期限は3年間とする。ただし、会員総会の議決により、その期間を延長する事ができる。

第 2 章 組織と活動内容

第 5 条 （会員）

- (1) 本会の目的および事業に賛同し加盟した法人、公共団体、または個人を会員とする。
- (2) 会員の種別は、総会での議決権を持つ理事会員と正会員、および総会での議決権を持たない準会員、特別会員、およびメール会員とする。
- (3) 特別会員は、ビルオーナー、学識経験者、専門家、および関連学協会などとし、理事会で推薦および承認を必要とする。
- (4) 会員は「知的オフィス環境推進協議会規約」、「知的オフィス環境推進協議会会員規約」、および「知的オフィス環境推進協議会知的財産権規約」を遵守しなければならない。

第 6 条 （入会および会員代表者）

- (1) 本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書に必要事項を記載し、事務局に提出する。

- (2) 入会の可否は、理事会の協議を経て、会長がこれを決する。
- (3) 会員は法人代表者名または団体代表者名とともに、本会に対して会員を代表する者（以下「会員代表者」という）1名を定め、その氏名を本会に提出するものとする。また、会員代表者を変更した時は、速やかにその旨を本会に届け出なければならない。
- (4) 入会金は3万円とする。ただし、特別会員およびメール会員の入会金は不要である。

第7条（会費）

- (1) 会員は、次に示す年会費を納入しなければならない。

理事会員 20万円

正会員 10万円

準会員 5万円

なお、特別会員およびメール会員は年会費を免除される。また、年度の途中から入会した会員については、年会費は4半期ごとの割合で支払う。

- (2) 会員が、退会、資格を喪失等の理由により、本会の会員でなくなった場合、既に納入した会費は理由の如何を問わず返還しない。
- (3) 研究会、セミナー、見学会などの活動参加人数および参加費については、以下の人数を無料で参加可能とし、追加参加の場合、別途費用を必要とする。これについては、その都度定める。

- ・理事会員は5名まで
- ・正会員は3名まで
- ・準会員および特別会員は1名まで

なお、会員企業から複数名の参加者がある場合、子会社または関連会社からの参加は可能であるが、その場合には登録会員企業名での参加とする。また、メール会員については、参加の都度に案内状に記載した参加費を現金で支払うこととする。

第8条（退会・除名）

- (1) 本会を退会しようとするものは、事務局に対し、書面をもってその旨を届けなければならない。会費に未納がある場合には、これを完済しなければならない。
- (2) 会員が会費を払わず、催促にも応じない時は、これを除名することができる。
- (3) 本会の名誉を傷つけ、または本会の活動を阻害する行為を行ったと理事会で判断された時は、これを除名することができる。

第9条（組織）

- (1) 本会には役員として、会長1名、副会長複数名、理事長1名、副理事長2名、理事複数名、運営委員複数名の他、監事1名を置くものとする。ただし、副会長および副理事長は空席でも良い。
- (2) 会長は、同志社大学理工学部教授の三木光範氏とし、本会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった際に、会長の職務を代行する。
- (4) 理事は、理事会を組織し、本規約に定められた事項を議決する。
- (5) 会長、副会長は理事を兼務し、必要に応じて理事長、副理事長を兼務することもできる。
- (6) 会員総会は、本規約に定められた事項を議決する。
- (7) 監事は、本会の会計を監督する。
- (8) 本会は、会の常務を円滑に遂行するため、事務局をおく。事務局は、本規定に定められた事務を執り行う。

第10条（役員）

- (1) 副会長は会長に推薦された者とする。
- (2) 理事は、会員の中から会長が推薦し、会員総会において承認された者とする。理事は理事会員となる。
- (3) 理事長、副理事長は理事の互選により決する。
- (4) 運営委員は会員の中から理事会が選出するものとする。
- (5) 運営委員長は運営委員の互選により決する。
- (6) 監事は会員の中から会長が推薦し、会員総会において承認されたものとする。

第11条（会員総会）

- (1) 会員総会は、次の権限を有する。
 - －事業計画および収支予算の承認
 - －事業報告および収支決算の承認
 - －理事の承認
 - －規約変更の承認
 - －その他、理事会が必要と認めた事項
- (2) 会員総会は、第5条に定める会員により構成する。ただし、理事会で必要と認めたものは会員総会に出席することができる。
- (3) 会員総会の議長は会長がつとめる。ただし、会長欠席の時は会長が指名した副会長が代理をつとめる。
- (4) 会員総会の定足数は議決権を有する会員総数の2分の1としこれには委任状も含まれる。また、会員総会の議事は、出席した会員の過半数の承認を得てこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- (5) 会員総会は、定期会員総会を年1回会計年度終了の日から2ヶ月以内をめぐりに開催する他、会長が必要と認めた時に開催する。
- (6) 事務局は、会員総会終了後に速やかに議事録を作成し、議長（会長）、副議長（副会長）および理事長は、会員総会終了後、議事録に署名し、事務局に備え置くものとする。

第12条（理事会）

理事は本会の理事会を構成する。

- (1) 理事会は、次の事項を決定する為に、必要に応じて随時開催する。
 - －事業計画および収支予算の作成
 - －事業報告および収支決算の作成
 - －規約の変更
 - －理事長、副理事長および監事、各委員会の委員の選出
 - －その他、必要と認めた事項
- (2) 理事会は、協議によって、本会参加組織の代表者若干名を理事として理事会に加える事ができる。
- (3) 理事の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- (4) 理事会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。ただし、理事長が欠席の場合は理事長が指名した理事が代理を務める。

- (5) 理事の4分の1以上の要請があるときには、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。
- (6) 理事会は、構成員の3分の2を定足数とし、議事は出席者の過半数によって決する。
- (7) 理事会は、本会の活動方針を決定し、運営・活動を監督する。
- (8) 理事会は、本会への加盟申請を審議し、承認する。
- (9) 理事会は、運営組織の変更を審議し、承認する。
- (10) 理事会は年に一度、加盟組織に呼びかけて総会を開催し、本会の活動報告を行なうとともに、情報交換の機会を提供する。

第13条 (運営委員会)

運営委員会は、理事、運営委員、各研究部会長、および理事会が会員から必要に応じて任命した若干名により構成する。

- (1) 運営委員会は、次の事項を決定する為、必要に応じて随時開催する。
 - －事業計画および収支予算の検討を行い理事会に答申すること
 - －事業報告および収支決算の検討を行い理事会に答申すること
 - －会員の入会審査を行い理事会に答申すること
 - －専門部会の組織化
 - －各専門部会の全体調整を行い理事会に答申すること
 - －知的財産に関する業務を行い理事会に答申すること
 - －その他、必要と認めた事項
- (2) 運営委員長は必要に応じて運営副委員長を指名する。運営副委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、運営委員長を代行する。
- (3) 運営委員会は、理事会が定める活動方針に従って、本会の年次活動計画を策定して理事会に諮り、その承認を得て本会の運営・活動に当たる。
- (4) 運営委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- (5) 委員の4分の1以上の要請があるときには、委員長はすみやかに委員会を招集しなければならない。
- (6) 運営委員会の定足数は過半数であり、議事は出席者の4分の3以上によって決する。
- (7) 運営委員会は、必要と認めた研究部会を運営委員会のもとに置く。

第14条 (専門部会)

- (1) 本会の中に、専門部会を設ける。専門部会には、構成員の互選により決める専門部会長を置き、専門部会の運営を行う幹事会を設ける。なお、専門部会長は、理事会員に限る。
- (2) 専門部会に所属を希望する会員は、専門部会費として、追加の年会費が必要。ただし、理事会員は、希望すれば追加の会費なしで専門部会に所属できる。なお、専門部会は必要に応じて特別会員から委員を委嘱することができる。この場合、専門部会費は無料とする。
- (3) 最初に設置する専門部会は、知的照明専門部会である。この専門部会費は、年額5万円とする。
- (4) 専門部会の規約は別途制定する。
- (5) 各専門部会は、運営委員会に提出され、承認を受けた研究テーマと開発目標に従い、研究・開発を行う。
- (6) 各専門部会は、各年度に理事会に対して活動報告および必要な提言を行なう。

- (7) 各専門部会で生成される知的財産については、原則として別に定める指針に従って取り扱う。ただし、この指針の範囲内で知的財産に関する取り決めを設けることを可能とする。
- (8) 専門部会は、主査が招集し、議長となる。
- (9) 専門部会構成員4分の1の要請があるときには、主査はすみやかに専門部会を招集しなければならない。
- (10) 専門部会の定足数は5分の3であり、議事は出席者の4分の3以上によって決する。
- (11) 専門部会の新設および改廃は運営委員会で決定される。

第 15 条 (事務局)

本会に事務局を置く。

- (1) 事務局は、本会の各機関により決定された事項に関する事務、および本規約に定められた事務を処理する。
- (2) 事務局は、会員総会、理事会、運営委員会、各研究部会における議事をホームページに掲載するとともに、電子的方法を含む何らかの伝達手段により各会員に知らせなければならない。
- (3) 事務局は、下記に示す所に置く。

京都府京田辺市多々羅都谷1-3 同志社大学工学部 インテリジェント情報工学科 知的システムデザイン研究室

- (4) 事務局には必要に応じて事務局長を置く。事務局は主として研究・開発に関する事務を行う。また、本会の庶務をつかさどる。事務局には、必要に応じて職員を置くことができる。
- (5) その他事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、運営委員会の議に基づき、理事会が定める。

第 16 条 (特別会員)

- (1) 特別会員は本の目的及び事業に賛同するビルオーナー・学識経験者・専門家・および関連学協会などとし、理事会で推薦および承認が必要とする。
- (2) 特別会員は、理事会並びに運営委員会に参加し、専門的立場から意見を述べることができる。

第 17 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。初年度は平成25年4月1日より平成26年3月31日を会計年度とする。

第 18 条 (経費の支弁)

本会の事業を運営するための経費は、会員が参加形態に応じて負担する。

第 19 条 (事業報告)

運営委員長は、本会の事業報告書を各事業年度終了後に遅滞なく作成し、理事会の承認を得なければならない。

第 20 条 (実施細則)

本規約の実施に関して必要な細則は、理事会が別に定める。

第 3 章 規約の変更

第 22 条 (規約の変更)

この規約の変更には、理事会の議決を必要とする。

附則

1. この規約は平成28年5月16日より適用する。

以上